

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 1 日
担 当 課	公共施設マネジメント課 管財担当室

契約業者名・住所	NTT東日本株式会社 千葉事業部 千葉事業部長 井上 暁彦 千葉市中央区富士見一丁目 1 2 番 1 7 号 ネクストサイト千葉ビル 7 階
工事等の名称	本庁舎（別館・議会棟）電話交換設備等賃貸借（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市根本 3 8 7 番地の 5
種 別	通信サービス契約
工事等期間	令和 9 年 3 月 1 日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日まで
契約金額	月額 1, 8 2 3, 2 5 0 円（消費税及び地方消費税を除く）
工事等の概要	本庁舎（別館・議会棟）に交換機及び電話機等を設置することで、円滑な通信手段を確保する。
随意契約の理由	本事業は、本庁舎で使用している電話交換設備等について、平成 2 8 年に設置後約 1 0 年経過し老朽化しているため更新を行うものです。また、令和 9 年 1 月以降本館・新館の所属が順次仮庁舎へ移転することから、本事業は別館・議会棟のみを対象に電話設備を更新します。 本事業の導入要件において、重要であるのが本庁舎と他拠点との相互連絡における迅速性及び確実性であり、既存の内線網に円滑に接続可能となる技術が必要不可欠です。 これにより、本庁舎と他拠点の各所属職員間でダイレクトに通話が可能となるため、市民サービスの向上につながり、本庁舎としての機能が充実します。 そのため、現在本庁舎や他拠点で導入しているNTT東日本株式会社のシステムの導入が最適であるため、競争入札に付することができません。 以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約するとともに、松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、当該事業者 1 者から見積書を徴するものです。